

退院支援研究会規約

1. (会の名称)：「退院支援研究会」とする。
2. (事務局)：新潟医療生活協同組合 木戸病院地域連携室に事務局をおく。
3. (代表)：会の発足から2年間は同院診療部 医師 本間 毅^{たけし}が代表を勤める。
代表に支障がある場合は世話人のいずれかがその職務を代行する。
4. (目的)：退院支援に関する経験を後方視的に検討し、あわせて他分野の研究者との交流を図ることで、より良い退院支援を実践する。特に、支援の対象となる患者・家族と支援者への支援には重点を置く。
5. (活動)：3～4回/年の定期事例検討会と1回/年の年次大会を開催する。研究対象者の利益を損なわないよう、十分な説明に基づく同意を得た上で会員が学術講演や論文発表という形で社会に還元することは妨げない。その際、あらゆる個人・団体・企業・学会や研究会・自治体との商業的利益相反行為をなさないことが条件となる。
6. (入会の条件)：本研究会の趣旨に賛同し、対象者に対する守秘義務を遵守するものは職種や所属によらず入会の資格を有する。また研究活動には参加しないが、会員と同様に本研究会の趣旨に賛同する個人・企業は賛助会員になる資格を有する。
7. (入会・会費・退会)：入会希望者は所定の申込書を研究会事務局に提出し、年

間 3,000 円の会費を事務局へ納入する。賛助会費は、1 年分に相当する一口 5,000 円の会費を納入する。退会届を研究会事務局に提出すれば会員・賛助会員ともに随時、退会できる。会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とし、代表が資産を管理する。

8. (世話人)：本会には、以下 3 名の世話人を置く。世話人の任期は原則 2 年間とするが再任も認める。会の活動状況により、世話人及び世話人補佐を増員することがある。

新潟県看護協会常務理事（看護師） 若槻 宏子

新潟市地域包括支援センターあじかた（社会福祉士） 小山 弓子

ケアライフ訪問看護リハビリステーション（理学療法士） 三村 健

9. 規約の変更：以上の規約を変更する場合は、世話人全員と会員の過半数の同意を得なければならない。

10. 付則：本規約は退院支援研究会発足式をもって開始する。

11. 綱領

- (ア) 立ち止まり、振り返り、考えることを習慣にする。
- (イ) いかなる場合も対話を、特に自己との対話を心がける。
- (ウ) 相手を非難しない態度と敬意、心からの共感を忘れてはいけない。